

### 第3回蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会 議事概要

日 時 平成29年5月16日(火) 13:00~15:30  
場 所 仙台市役所表小路仮庁舎1階復興業務作業室  
出席者 選定委員:5名(冒頭のみ6名)  
事務局:経済局産業政策部企業立地課  
内 容 1. 開会  
2. 議事  
(1) 蒲生北部地区市有地利活用に係る事業者からの提案について  
3. 事務連絡  
4. 閉会

#### 要旨

##### 1. 委員会の開催について

委員7名中5名(冒頭のみ6名)の出席により、委員会開催の定足数を満たすことを確認した。

##### 2. 応募事業者との接触状況の確認について

事務局より、応募事業者と推定される事業者との事前の接触状況について確認を行い、全委員から接触していないとの回答を得た。

##### 3. 委員会の公開・非公開等について

事務局より、第1回選定委員会にて決定した事項として、審議事項に関する情報が、仙台市情報公開条例第7条第3項のイの規定に該当すると判断されることから、本委員会を「非公開」とし、議事録は「議事概要」の形で委員名は記載せずに公表することを説明した。

##### 4. 議事概要署名委員の選任について

委員1名を議事概要署名委員として選任した。

##### 5. 第2回選定委員会における評価の集計結果の再確認について

事務局より、第2回選定委員会にて審査した事業者のうち、見直すこととしていた評価順位が下位の事業者の事業提案評価点について、委員の再採点を踏まえた評価の集計結果を報告し、全委員がこの内容をもって最終集計結果とすることを確認した。

##### 6. 立地協定の協議において事業候補者へ求める事項について

事務局より、第2回及び第3回選定委員会の場で委員から出た意見及び環境への配慮事項に関する環境局のコメントについては、選定された事業候補者と仙台市が立地協定の協議の際に、事業候補者に対して求める事項に反映させていくことを説明し、全委員が了承した。

##### 7. 委員の退席について

委員のうち1名が都合により冒頭のみ出席となったため、第3回選定委員会の審査対象となる5件の事業提案について意見を述べ、退席した。

##### 8. 審査手順について

事務局より、事業提案の審査手順について説明した。

具体的には、各事業提案について、事務局が概要の説明を行い、出席委員が各自の知見に基づき意見交換を行った後に募集要項に定める評価基準に基づいて審査及び採点を行うことを説明した。

##### 9. 事業提案に関する意見交換

審査手順に従って、S-1、S-2及びS-5画地に応募のあった5件の事業提案について意見交換を行い、その概要は次のとおり。

###### (1) 受付番号①-1

- 既存事業をベースとした具体的な提案内容を評価するコメントがあった。一方、BCPにおける津波対策に関する指摘もあった。

- (2) 受付番号①-2
- 特定の取引相手に左右される不安定な事業の継続性、具体性を欠く事業提案、インフラ関係の事前相談未実施に関する指摘があった。
  - 環境配慮に関して、次の意見があった。
    - ・環境への配慮事項に関して、環境局との事前協議を行っておらず評価Dに該当する。
- (3) 受付番号①-3
- 具体的な提案内容、津波災害時には避難場所として周辺事業者等にも開放する計画など、事業提案を評価するコメントがあった。一方、BCPの策定状況に関する指摘もあった。
  - 環境配慮に関して、次の意見があった。
    - ・フォークリフトのディーゼルエンジン式からバッテリー式への代替を計画どおりに進めることを期待する。
- (4) 受付番号①-4
- 不明確な事業計画、インフラ関係の事前相談未実施に関する指摘があった。
  - 環境配慮に関して、次の意見があった。
    - ・夜間照明の蒲生干潟への配慮が必要である。
    - ・フォークリフトの電動化等の配慮が必要である。
    - ・洗車のための地下水利用の計画に懸念がある。
- (5) 受付番号①-10
- 中期計画における売上予測の根拠、貨物取扱量の伸びの不透明さに関する指摘があった。
  - 環境配慮に関して、次の意見があった。
    - ・廃棄物（輸送緩衝剤の廃プラ、木くず）の保管について配慮が必要である。
- (6) 全体
- 第2回及び第3回選定委員会を通し、10件の事業提案全体に関して、次の意見があった。
    - ・建物屋上の避難場所には屋根設置、備蓄物資は屋上保管、夜間避難対応を要望する。
    - ・建物屋上の太陽光パネル設置は、反射光による野鳥への影響の有無を専門家にも確認し、必要に応じ配慮が必要である。
    - ・個々の事業者の環境配慮だけでなく、仙台市を含め、地区全体として蒲生干潟を守る取組みを期待する。

## 10. 事業提案の評価について

各委員が事業提案について募集要項に定める評価基準に基づき審査及び採点を行った。

### 11. 評価の集計結果の確認及び事業候補者の選定について

事務局より、各委員の事業提案評価点及び価格評価点を加えた総合評価点の集計結果を報告し、委員会として集計結果を再度確認した。なお、受付番号①-2は評価項目「③環境への配慮」が評価Dかつ事業提案評価点が配点の5割より低いこと、また、受付番号①-4は事業提案評価点が配点の5割より低いことから、非選定となることを確認した。

この結果、第2回選定委員会と合わせて事業候補者を次のとおり選定した。

受付番号①-1	事業候補者として選定
受付番号①-2	事業候補者及び次点候補者として非選定
受付番号①-3	事業候補者として選定
受付番号①-4	事業候補者及び次点候補者として非選定
受付番号①-5	事業候補者（交渉順位1位）として選定
受付番号①-6	事業候補者（交渉順位3位）として選定
受付番号①-7	事業候補者（交渉順位5位）として選定
受付番号①-8	事業候補者（交渉順位4位）として選定
受付番号①-9	事業候補者（交渉順位2位）として選定
受付番号①-10	事業候補者として選定

また、これを審査結果として、総合評価点とともに、蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会設置要綱第7条の規定に基づき、委員長から仙台市長へ報告することを決定した。